

## 三田市学生災害ボランティア活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 三田市内の学校が行い、学生が参加する災害ボランティア活動を支援することにより、被災地支援の促進を図るとともに、当該活動を通じて培った知識や経験を今後の三田市のまちづくりに役立てることを目的として、学生が参加する災害ボランティア活動に係る経費の一部を補助することに関し、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、都道府県知事が救助の実施を決定した地域をいう。ただし、三田市を除く。
- (2) 被災者 被災地に居住し、災害により何らかの被害を受けた者をいう。
- (3) 災害ボランティア活動 被災地において行う被災者を支援する活動及び当該活動が迅速かつ円滑に行われるようにするための活動であり、ボランティアセンター等からの要請に応じて実施する自発的な活動をいう。
- (4) 学校 三田市内に学舎を置く学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、短期大学、大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (5) 学生 前号に規定する学校に学生又は生徒として属する者であつて、三田市内の学舎に在籍する、又は市内に在住する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、学校とする。ただし、一の学校への補助は、1年度に1回に限る。

(補助対象要件)

第4条 補助対象となる活動は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす災害ボランティア活動とする。

- (1) 被災地からの要請又は受入れの承諾があること。
- (2) 活動に参加するすべての学生がボランティア活動保険に加入していること。
- (3) 活動の期間が法第2条の規定により都道府県知事が救助の実施を決定した日から起算して1年以内であること。
- (4) 本要綱の目的に基づき実施される活動であり、営利活動を伴わないものであること。
- (5) 活動開始日の属する年度の末日までに完了する活動であること。
- (6) 次の状況下において実施される活動でないこと。
  - ア 三田市が法第2条の規定に基づく救助の実施地域の指定を受けている。
  - イ 三田市において災害による被害が発生し、当該被害に対する支援活動が必要であると市長が認める状況。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる学生の災害ボランティア活動に係る経費とする。

- (1) 移動に要する交通費
- (2) 災害ボランティア活動の際の宿泊費
- (3) ボランティア活動保険加入料
- (4) 災害ボランティア活動に使用する消耗品等購入費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の総額の2分の1、又は当該活動に参加する学生の人数に、次の各号に掲げる被災地の区分ごとに当該各号に掲げる額を乗じて得た額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 兵庫県内 5,000円
- (2) 兵庫県外 10,000円

2 前項の場合において、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、活動の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 参加者名簿
- (3) ボランティアセンター等からの要請書又は被災地自治体の受入れ承諾書  
(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、活動完了後、当該活動の完了した翌日から起算して1か月を経過した日又は当該活動の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の支出を証すべき書面
- (2) 参加者名簿
- (3) 活動報告書及び活動写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。